

5 対する罰則

虚偽の記載をした特定原産品申告書等を交付した者及び税関職員による質問検査を正当な理由がなく忌避した者等を罰金に処することとした。(第九条～第一一条関係)

6 その他

用語の定義並びに農林水産大臣及び経済産業大臣との協力等について、所要の規定を設けることとした。(第二条、第六条～第八条関係)

7 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令(政令第三六〇号)(総務省)

薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行に伴い、別表第二の七の項目に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計の目的について所要の改正を行うこととした。(別表第一関係)

1 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行に伴い、別表第二の七の項目に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器

2 電子取引基盤の提供を行う金融商品取引業者

3 当局の許可を得て金融商品取引業者等に電子取引基盤の提供を行う外国の業者として電子取引基盤の提供を行うことができる場合として、

4 電子取引基盤の提供を行う外国の業者の許可

5 電子取引基盤の提供を行う外国の業者の最低

6 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正

する政令附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二七年九月一日)から施行することとした。

(一) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(二) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

4 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二四年法律第八六号)附則第一条第三号に掲げる規

定の施行期日は平成二七年九月一日とすることとした。

5 下水道法施行令の一部を改正する政令(政令第三六四号)(国土交通省)

特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるカドミウム及びその化合物に係る排水基準を強化することとした。

6 この政令は、平成二六年一二月一日から施行することとした。

7 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

8 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

9 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

10 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

11 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

12 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

13 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

14 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

15 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

16 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

17 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

18 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

19 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

20 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

21 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

出産育児一時金等の額について、四〇万四〇〇〇円とすることとした。

3 施行期日等

4 経過措置(附則第二条～第五条関係)

この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

5 施行期日

この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。ただし、一の3及び二(一)の3に準じた改正に係る部分に限る)に掲げた事項は、公布の日から施行することとした。

6 施行期日

この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。ただし、一の3及び二(一)の3に準じた改正に係る部分に限る)に掲げた事項は、公布の日から施行することとした。

7 施行期日

この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。ただし、一の3及び二(一)の3に準じた改正に係る部分に限る)に掲げた事項は、公布の日から施行することとした。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をこのに公布する。

御名御璽

平成二十六年十一月十九日

第二十九条の四第一項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号口中「七万五千円」を「十万六千三百円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号口ただし書中「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同号八中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

ハ
前項第三項第三号に掲げる場合には該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万三千七百円と 当該療養につき厚生労働省令で定め

るところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この

額に円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算

額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

たゞし、高額療養費多数回該當の場合にあっては、一万一千一百円とする。

十九条の四の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「又は第三号」を「から第五号」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、前年」の下に「。次号及び第四号において

「六百万円」を「九百一・一万円」に、「百一十六万円」を「一百十一・一万円」に改め、「二四中」すべてを「全て」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を

基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一

世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額

基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額

二百十円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。）六十万円

「三郎」を「第一項第五号」にすべて「全て」に改める。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十一号）の一部を次のように改

十三条の三の二第一項第一号中「以下」の條から第十三条の三の五までを(第八項及び

第三項及び第五項並びに「」に改め 同条第六項中「特定疾患給付対象療養」を「特定

付対象療養」に改め、同条第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」であつての下に、「当該疾病にかかることにより」を加え、ものについて、その治療方

する研究に資する」とを目的として「その」を「ことなるものの当該」に改める。

「療養を除く。」を削り、同項第二号中（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において）の下に「。次号及び第四号において」を削り、「五十三万円」を「八十三万円」に改め、「一」の下に「。」を記入する。

「」を加え、「十五万円」を「二十五万一千六百円」に、「五十万円」を「八十四万一千円」に改め、同項第三号中（食事療養及び

「前号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二

療養のあつた月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満

の組合員又はその被扶養者　十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第一号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする）との合算額。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　療養のあつた月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）五万七千六百円。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第三十二条の三の四第二項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、「食事療養及び生活療養を除く。」を削り、同項第一号中「七万五千円」を「十一万六千三百円」に改め、「食事療養及び生活療養を除く。」を削り、「二十五万円」を「四十万円」に改め、同号に同じ書中「四十万円」を「四万一千七百円」を「七万五十円」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三　前項第三号に規定する組合員　八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第一号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四　前項第四号に規定する組合員　二万八千八百円。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、二万一千二百円とする。

第二十三条の三の四第三項第二号から第四号までの規定及び同条第四項第二号中「食事療養及び生活療養を除く。」を削り、同条第七項第一号中「今まで」を「今まで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号イに同じ書中「特定疾患給付対象療養（）」を「特定疾病給付対象療養（）」に、「特定疾患給付対象療養（）」に、「特定疾患給付対象療養高額療養費多回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合」に改め、同号ロ中「十五万円（）」を「二十五万二千六百円（）」に、「七万五千円」を「十一万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養に」に、「五十万円」を「八十四万一千円」に、「二十五万円」を「四十二万円」に改め、同号ロに同じ書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万円」に、「四万九千七百円」を「七万五十円」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハに同じ書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千一百円）とする。

第一二十三条の三の四第七項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾患給付対象療養であつて」に改め、同号口中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾患給付対象療養に」に改め、同号口中「十五万円」を「十五万円」に改め、同号口中「八十萬円」を「八十萬円」に改め、同号八中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号八中「及びハ」を「前条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十三條の三の五第一項第一号中「ハまで」を「水まで」に改め、同号口中「十五万円」を「十五万円」に改め、同号口中「八十萬円」を「八十萬円」に改め、同号口中「八万三千四百円」を「十四万円」に改め、同号八中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号八中「前号」とし、同号口の次に次のように加える。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第一二十三条の三の五第十項中（食事療養及び生活療養を除く。）を削る。

第一二十三条の三の七第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第一号中「五十三万円」を「八十三万円」に改め、「一百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 基準日が属する月の給料の額が五十三万円を第一二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員 百四十一万円。

四 基準日が属する月の給料の額が一十八万円を第一二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員（次号に掲げる者を除く。）六十万円

附則第五十二条の五の二中「附則第五条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第八条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一十二条の三第六項第一号中「ハまで」を「水まで」に改め、同号イ中「又はハ」を「から水まで」に改め、同号口中「五十三万円」を「八十三万円」に「二百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同号八中（口）の下に「及びハ」を加え、同号八中「前号」とし、同号口の次に次のように加える。

ハ 基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 百四十一万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（水に掲げる者を除く。）六十万円

附則第五十二条の五の二中「附則第五条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第一二十二条の二第六項第一号中「ハまで」を「水まで」に改め、同号イ中「又はハ」を「から水まで」に改め、同号口中「すべて」を「全て」に改め、前年 の下に「ハ及び二において同じ。」を加え、第二十九条の四の三第一項第二号の「第一二十九条の四の三第二項に規定する」に「六百万円」を「九百一千万円」に「一百二十六万円」を「二百十一万円」に改め、同号八中「すべて」を「全て」に改め、同号八中「前号」とし、同号口の次に次のように加える。

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（水に掲げる者を除く。）六十万円

第一二十二条の三第六項第二号中「ハまで」を「水まで」に改め、同号イ中「又はハ」を「から水まで」に改め、同号口中「すべて」を「全て」に改め、前年 の下に「ハ及び二において同じ。」を加え、第二十九条の四の三第一項第二号の「第一二十九条の四の三第二項に規定する」に「六百万円」を「九百一千万円」に「一百二十六万円」を「二百十一万円」に改め、同号八中「すべて」を「全て」に改め、同号八中「前号」とし、同号口の次に次のように加える。

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超える場合 百四十一万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（水に掲げる者を除く。）六十万円

第一二十二条の三第六項第三号二中「すべて」を「全て」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第十一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「十五万円」を「二十五万一千六百円」に「五十万円」を「八十四万一千円」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次の一号を加える。

三 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について第十八条第一項第一号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定した額を合算した額が二百十万元以下である者

第十四条第四項及び第五項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第十五条第五項第一号口中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号口ただし書中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、特定疾患給付対象療養高額療養費多數回該当の場合を「特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合」に改め、同項第一号口中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号口ただし書中「特定疾患給付対象療養多數回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令附則第六条を削る改正規定、同令附則第五条第一項の改正規定、同条を同令附則第六条とする改正規定及び同令附則第四条の次に一条を加える改正規定、第五条中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の四の改正規定並びに第七条中地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前の出産に係る健康保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四条 平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの期間(以下「特定計算期間」という。)に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下この項において「新健保令」という。)第四十三条の三第一項第一号中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新健保令第四十三条の二から第四十三条の四まで及び第四十四条(第一項を除く。)の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において健康保険法施行令第四十三条の四第一項の規定により同令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第六条 特定計算期間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律の支給については、なお従前の例による。

円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新船保令第十七条の六の四第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六までの規定を適用する。

四から第十七条の六までの規定を適用する。

前項の規定にかかわらず、特定計算期間において防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六第一項の規定により同令第十七条の六の四第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

七条 施行日前の出産に係る船員保険法の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

八条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(前項の規定にかかわらず、特定計算期間において船員保険法施行令第十三条第一項の規定により読み替えて、新船保令第十二条第一項第二号中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新船保令第十二条第一項第一号から第十三条までの規定を適用する。

九条 特定計算期間に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第三条の規定による改正後の船員保険法施行令(以下この項において「新船保令」という。)第十二条第一項第二号中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新船保令第十二条第一項第一号から第十三条までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において船員保険法施行令第十三条第一項の規定により読み替えて、新船保令第十二条第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

十条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

十一条 特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令(以下この項において「新私学共済令」という。)第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令(以下この項及び附則第十四条第一項において「新国共済令」という。)第十二条の三の六の三第一項第二号中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新私学共済令第六条において準用する新国共済令第十二条の三の六の二(第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。)第十二条の三の六の三(第四項を除く。)並びに第十二条の三の六の四第一項及び第三項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の四第一項の規定により私立学校教職員共済組合法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の二(第一項第二号において「新私学共済令」という。)第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第六条において準用する新国共済令第十二条の三の六の二(第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。)第十二条の三の六の三(第四項を除く。)並びに第十二条の三の六の四第一項及び第三項の規定を適用する。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前の出産に係る私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費の額について

3 なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十四条 特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十二条の三の六の三第一項第一号中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新国共済令第十二条の三の六の二から第二十九条の四第十二条の三の六の四までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の四第一項の規定により同令第十二条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前の出産に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令(以下「新国保令」という。)第十七条の二第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2 新国保令第十七条の二第三項第三号の規定は、昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(同月二日以後に生まれ、かつ、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する者を除く。)については、適用しない。

第十七条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給(特定計算期間に行われた療養に係る同法の規定による高額介護合算療養費の支給を除く。)については、新国保令第二十九条の四の三第一項第四号中「六十万円」とあるのは「六十七万円」とする。

3 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する七十歳未満国民被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万五百円)以上の月がある同令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する計算期間については、前項の規定は、適用しない。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 第二十条 特定計算期間に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下「この項において「新地共済令」という。)第十三条の三の七第一項第二号中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新地共済令第十三条の三の六から第二十三条の三の八までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の八第一項の規定により同令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前の出産に係る地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額について

3 なお従前の例による。

2 前項の規定は、適用しない。

(介護保険法施行令の一部改正に伴つ経過措置)

第二十二条 特定計算期間に行われた居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)又は介護予防サービス等(同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号口中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第一号口中「一百十二万円」とあるのは「百七十万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において介護保険法施行令第二十二条の三第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例によ

る。

3 平成二十六年七月三十日以前に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴つ経過措置)

第二十三条 特定計算期間に行われた介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下この条において同じ。)に係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、第九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号口中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号口中「一百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

3 平成二十六年七月三十日以前に行われた介護療養施設サービスに係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴つ経過措置)

第二十四条 施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴つ経過措置)

第二十五条 第二十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日前に行われた療養については、なお従前の例による。

2 第二十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第三号の規定は、昭和二十年一月一日以前に生まれた後期高齢者医療の被保険者(同月一日以後に生まれた後期高齢者医療の被保険者の属する世帯に属する者を除く。)については、適用しない。

内閣総理大臣 安倍晋三

総務大臣 山本早苗

財務大臣 麻生太郎

文部科学大臣 下村博文

厚生労働大臣 塩崎恭久

防衛大臣臨時代理 菅義偉

国務大臣 菅義偉